

# TansoMiru 電力 利用規約

## 第1条（適用）

この規約（以下「本規約」といいます）は、第2条（本個別サービス）において定める本個別サービスの提供条件及び本個別サービスの利用に関する株式会社リバスタ（以下「当社」といいます）と会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と会員との間に適用されます。会員は、本個別サービスの利用に際して、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

## 第2条（本個別サービス）

本規約において、本個別サービスとは、電気使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の算定及び管理業務を支援するサービス「TansoMiru 電力」をいいます。本個別サービスの機能その他の詳細は、本規約の他、別途当社が提示する資料又は当社ホームページに記載のとおりとします。

## 第3条（利用契約）

会員は、本個別サービスを利用するにあたり、「TansoMiru 利用規約」第6条（入会審査と承諾）に基づき、「TansoMiru」の会員となったうえで、「TansoMiru 利用規約」第9条（個別サービスの利用契約）に基づき、当社との間で本個別サービスに係る利用契約（以下「個別契約」といいます）を締結するものとします。

## 第4条（電管協からの情報取得）

1. 本個別サービスにおいて、当社は、一般社団法人電力データ管理協会（以下「電管協」といいます）から、会員が指定した供給地点/受電地点特定番号（以下「回線」といいます）に係る電気使用量の情報（以下「消費電力量」といいます）を取得し、当該電気使用に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を算定のうえ、そのデータ（以下「データ」といいます）を会員に提供します。
2. 前項における、当社から会員に対するデータの提供の方法その他詳細については、別途当社が提示する資料又は当社ホームページに記載のとおりとします。
3. 会員は、本個別サービスの利用申込にあたり、電管協所定の説明書の内容を理解のうえ、電管協に対し、会員の社内における権限移譲に係る「委任状」及び、自らが指定する回線の消費電力量の当社への開示に係る「同意書」を提出するものとします。なお、会員は、本個別サービスの利用開始後においても、電管協の指示に従い、電管協に対し、定期的に「委任状」を提出する必要があります。

## 第5条（回線の指定）

1. 会員は、利用申込にあたり、本個別サービスの対象とする回線のうち1回線を指定します。
2. 会員は、自ら本個別サービスを利用して、回線の追加・変更・削除を行うことができます。
3. 会員は、前項に基づき回線の追加を行う場合、当該回線について、第4条（電管協からの情報取得）3項に定める「同意書」を提出するものとします。

## 第6条（排出係数）

本個別サービスでは、ロケーション基準（特定区域内で発電される電力の平均的な排出係数に基づく算定方法）及びマーケット基準（小売電気事業者と契約した電力メニューの排出係数に基づく算定方法）による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を算定します。

## 第7条（初期費用・利用料等）

1. 会員は、次の各号に掲げる別途当社が定める料金（以下総称して「本利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。なお、本利用料金に係る消費税は、会員が負担します。
  - (1) 初期費用（本個別サービス申込時の設定登録作業に付随して発生する料金）
  - (2) 月額利用料金（別途当社が料金表で定める基準に従い、会員が指定した回線における電気使用の実績有無に関わらず、当社が提供した電力消費量のデータ数に応じて各月で発生する料金。途中で個別契約が開始又は終了（終了等の事由を問いません）した場合であっても、日割計算による精算を行わず、月額利用料金満額が発生します。）
  - (3) その他費用（回線申込手数料、回線不備申込手数料等を含み、詳細は料金表にて定めるものとします）
2. 当社は、料金表においてあらかじめ本利用料金の単価、基準及び詳細を定めます。なお、当社が受領した本利用料金は、いかなる場合も返還いたしません。
3. 当社は、当社が必要と判断する場合、本利用料金の単価及び詳細を変更することができるものとします。「TansoMiru 利用規約」第20条（会員への連絡）で定めるいずれかの方法で、本利用料金を変更する場合、法令の範囲内で、あらかじめ、変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を会員に通知します。
4. 会員は、次の各号に定める方法により、当社に対し、本利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料等は会員の負担とします。
  - (1) 初期費用  
当社が作成、送付した請求書に基づいて、本個別サービスへの登録が完了した月の翌月末日までに振込む方法により支払うものとします。
  - (2) 月額利用料金、その他費用  
毎月末日を締め日として、当社が作成、送付した請求書に基づいて、翌月末日までに振込む方法により支払うものとします。

## 第8条（その他免責事項）

1. 当社は、「TansoMiru 利用規約」で定める免責事項のほか、会員が第4条（電管協からの情報取得）第3項に定める「委任状」・「同意書」の内容不備又は提出を怠ったことによる情報の取得不備について、何ら責を負いません。
2. 当社は、電管協のシステムの不具合、当該システムからの情報の取得不備、当該システムから取得する情報の適合性、正確性等に起因する事項について、「TansoMiru 利用

規約」第 18 条 11 項により、何ら責を負いません。

3. 当社は、会員が第 5 条（回線の指定）第 2 項に基づき行った回線の追加・変更・削除に係る設定その他操作に起因する情報の取得不備について、何ら責を負いません。
4. 会員は、本個別サービスの提供の遅延、停止、本個別サービスで提供するデータの不具合を含め、本個別サービスに何らかの問題が生じた場合、当該問題の原因の調査、切り分けについて、時間を要する場合があることにつき同意します。

付 則 （本規約の発効・改定）

本規約は下記のとおり、発効し、改定されました。

発 効 ： 2025 年 2 月 1 日

改 定 ： 2025 年 4 月 21 日

改 定 ： 2026 年 3 月 1 日